

相談内容 ☑=予約制	とき(指定日以外の休日を除く)
市民相談・人権いろいろ相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
☑弁護士による無料法律相談(1人30分間)	2日(水)・9日(水)・16日(水)・30日(水)午後1時～4時
☑司法書士による無料相談(1人30分間)	21日(月)午後1時～4時
☑行政相談(国(独立行政法人・公庫を含む)の行政についての不満・苦情・要望や困りごとの相談)	14日(月)午後1時～4時
☑人権擁護委員による相談	17日(水)午後1時～4時
市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011・FAX366-0051	
☑専門の女性カウンセラーによる女性のための相談	7日(月)午後1時～4時、8日(火)午後2時～4時、 19日(土)午前9時30分～午後0時30分、22日(火) 午前10時30分～午後1時30分
きらっとびあ ☎247-7047	
DV相談専用ダイヤル	月～金曜日午前9時30分～午後5時30分
市民相談・人権啓発グループ ☎349-8819	
児童家庭相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、 5日(土)・19日(土)午前9時～午後0時
☑ひとり親家庭相談	
子育て支援グループ ☎366-0011	
ひとり親家庭相談	5日(土)・19日(土)午前10時～午後0時
身体障がい者相談	11日(金)午後1時～4時
さつき荘 ☎366-2022	
知的障がい者(児)相談(電話相談)	19日(土)午後1時～2時
中山 ☎365-2164	
電話・面接育児相談	月～金曜日午前9時～午後5時
市立こども園 ☎366-0080	
☑発達サポートが必要な中学3年生までの子どもに関する相談「手をつな Go!」	月曜日午前10時～午後5時、 水・木曜日午前10時～午後0時
ぽっぽえん ☎360-0022	
妊婦および就学前の子どもの子育てに関する相談(予約可)	月～金曜日午前10時～午後5時
ぽっぽえん ☎360-0022、電子メール(poppoen@city.osakasayama.osaka.jp)も可 UP っぽ(子育て交流ひろば) ☎360-4320、電子メール(upp@city.osakasayama.osaka.jp)も可	
☑消費生活相談員による消費生活相談	月～金曜日午前10時～午後0時、午後0時45分～4時
消費生活センター ☎366-2400(産業振興・魅力創出グループ内)	
☑社会保険労務士による労働相談(年金・社会保険の相談も可)	15日(火)午後1時～4時
産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011	
☑就労支援コーディネーターによる就労支援相談(就職のあっせんは不可)	月～金曜日午前9時～午後5時
地域就労支援センター ☎366-6789(産業振興・魅力創出グループ内)	
☑若者の就労・自立相談(15～49歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可)	2日(水)・16日(水)午前10時～午後0時
南河内若者サポートステーション ☎0721-26-9441	
☑進路・教育相談	月～木曜日午前9時～午後5時
☑専門家による特別教育相談	17日(水)午後2時～5時
フリースクールみ・ら・い ☎368-0909、または学校教育グループ ☎366-0011	
介護電話相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、5日(土)・19日 (土)午前9時～午後0時(ニュータウンサテライトのみ)
地域包括支援センター ☎365-2941、またはニュータウンサテライト ☎366-5566	
心配ごと相談(日常生活における悩みの相談)	7日(月)・21日(月)午後1時～4時
社会福祉協議会 ☎367-1761	
コミュニティソーシャルワーカーによる福祉なんでも相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
【狭山中学校区】市役所南館(丹 ☎070-6500-9856)、【南中学校区】自然舎(野口 ☎080-1473-5125)、 【第三中学校区】社会福祉協議会(谷川 ☎367-1761)	
障がい者相談支援事業所による障がい者相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病) ☎365-1144、 相談支援センターぱるぱる(身体・知的・難病) ☎368-8666、地域活動支援センターいーず(精神) ☎367-0033	
精神保健福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ ☎349-9409	
きこえない・きこえにくい人のFAX福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ FAX366-9696	
生活・仕事・自立相談(生活や仕事などに関する悩みの相談)	月～金曜日午前9時～午後5時30分
生活サポートセンター ☎368-9955	

市役所開庁時間

■月～金曜日/午前9時～午後5時30分

■土曜開庁日/午前9時～午後0時

第1・第3土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。部署によっては、取り扱いえない業務もあります。事前に問い合わせてください。

6月の土曜開庁日 | 5日 | 19日

公共施設連絡先

かけ間違いにご注意ください

市役所(代表)	☎072-366-0011
税務グループ	
(収納)	☎072-349-9400
(固定資産税)	☎072-349-9401
(市民税・軽自動車税)	☎072-349-9402
福祉グループ	
(身体障がい)	☎072-349-9407
(知的障がい)	☎072-349-9408
(精神障がい)	☎072-349-9409
高齢介護グループ	
(介護認定)	☎072-349-9418
(介護認定以外)	☎072-349-9416
保険年金グループ	
(国保賦課収納)	☎072-349-9470
(国保給付)	☎072-349-9471
(後期高齢)	☎072-349-9472
(福祉医療)	☎072-349-9472
(国民年金)	☎072-349-9473
市民窓口グループ	☎072-349-9480
社会教育グループ	☎072-349-9481
大阪狭山水道センター	☎072-349-9487
ニュータウン連絡所	☎072-349-9476
市立コミュニティセンター	☎072-366-0011
SAYAKA ホール	☎072-366-0077
市立公民館	☎072-365-8700
図書館	☎072-366-0070
保健センター	☎072-366-0071
さやま荘・さつき荘	☎072-367-1300
狭山池博物館・郷土資料館	☎072-366-2022
総合体育館	☎072-367-8891
池尻体育館	☎072-365-5250
ふれあいスポーツ広場	☎072-365-7303
社会教育センター	☎072-368-2081
市民ふれあいの里	☎072-368-0121
社会福祉協議会	☎072-366-1616
堺市大阪狭山消防署	☎072-367-1761
消防署ニュータウン出張所	☎072-366-0055
市民活動支援センター	☎072-368-0119
基幹相談支援センター	☎072-366-4664
地域包括支援センター	☎072-365-1144
ニュータウンサテライト	☎072-368-9922
生活サポートセンター	☎072-366-5566
きらっとびあ	☎072-368-9955
(男女共同参画推進センター)	
ぽっぽえん	☎072-247-7047
(子育て支援センター)	
UP っぽ(子育て交流ひろば)	☎072-360-0022
(世代間交流ひろば)	
富田林保健所	☎072-360-4320
黒山警察署	☎072-360-4321
	☎0721-23-2681
	☎072-362-1234

今月のシルバー情報のページは、情報のページに統合しています

福祉センター閉館日

さやま荘／13日(日) さつき荘／12日(土)・13日(日)・26日(土)・27日(日)

安全

緊急地震速報訓練放送

屋外拡声子局(スピーカー)から、緊急地震速報の訓練放送を行います。

とき 17日(木)午前10時ごろ ※事前に告知放送を実施します 放送内容 チャイム音⇒こちらはぼうさいおおさかさやまです⇒ただいまから訓練放送を行います⇒(緊急地震速報チャイム音)「緊急地震速報、大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」(3回繰り返し)⇒こちらはぼうさいおおさかさやまです⇒これで訓練放送を終わります⇒チャイム音

あわせてシェイクアウト訓練を実施しよう！



(提供:効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議)

シェイクアウト訓練とは、自宅などそれぞれの場所で、身を守る安全行動を行う「地震防災訓練」です。皆さんも参加して防災対策を確認するきっかけとしてください。

問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

大雨などの自然災害に備えましょう

【大雨や雷への備え】

毎年、日本列島に梅雨前線が停滞し、長雨や集中豪雨による浸水被害や土砂災害が発生しています。防災マップや市ホームページで、危険箇所を確認し、気象警報や注意報に注意してください。また、家のまわりを点検し、雷でも安全な場所を確認しておきましょう。

【点検・掃除の際の注意点】

○雨どいに木の葉が詰まったり、つなぎ目がはずれたりしていないか ○側溝に落ち葉やごみ、土砂がたまり積んでいるか ○屋根瓦またはトタンのずれや破損はないか ○雨戸の傷み、立て付け不良はないか ○停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオなどは用

、防災行政無線の内容を電話で聞けます！

防災行政無線放送テレホンサービス
☎0120-367-707

意しているか

安全な場所 家などの木造建築物、学校、デパート、コンビニなどの鉄筋・鉄骨の建物、自動車(オープンカーは不可)・バス・列車の内部

問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

環境

公共下水道に接続したら

公共下水道に接続し、し尿くみ取りの必要がなくなったときは、速やかに「くみ取り廃止」の手続きを行ってください。

なお、公共下水道接続後も廃止の届け出がない場合は、くみ取り手数料の請求が届くことがありますので注意してください。

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

飼い犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

【飼い犬の登録】

生後91日以上の子犬の飼い主は、室外犬、室内犬にかかわらず飼い犬登録が必要です。登録が済んでいない犬の飼い主は、市役所生活環境グループで登録してください。

【狂犬病予防注射】

狂犬病は感染後、発症すると治療ができず、必ず死亡します。しかし、ワクチン接種により発症を予防することができます。狂犬病から飼い犬や飼い主の家族を守るため、生後91日以上の子犬には予防注射を受けさせ、

その後は1年に1回の予防注射で免疫を補強させましょう。

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

交通

道路舗装修繕工事のお知らせ

次に示す場所で工事を行います。工事期間中は、作業音や交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

期間 30日(水)まで 場所 大野西ほか 内容 道路舗装修繕工事



問い合わせ 土木グループ ☎366-0011

皆さんの善意 (敬称略)

【市へ】新型コロナウイルス感染防止対策に

◇林和子(狭山) マスク100枚を

大阪狭山市営業時間短縮要請外施設支援金を支給

要申請 | 30日(水)まで

新型コロナウイルス感染症拡大の第3波で深刻な影響を受け、大阪府が1月14日から新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条に基づき行った営業時間短縮要請の対象外となった中小企業・個人事業主を対象に、事業継続を下支えする大阪狭山市営業時間短縮要請外施設支援金を支給します。

対象事業者 次のすべての要件を満たす事業者 ①大阪狭山市内に主たる事業所を有する中小企業・個人事業主で、令和2年12月31日時点で営業実績があること ②令和3年1月または令和3年2月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること ③大阪府の営業時間短縮要請(1月14日～2月28日)の対象外であること ※支援金の支給は1事業者につき1回 支給金額 中小企業/20万円、個人事業主/10万円 申請期間 30日(水)まで(当日消印有効) 申請方法 市役所産業振興・魅力創出グループ、ニュータウン連絡所、大阪狭山市商工会で配布する申請書・誓約書と必要書類を〒589-8501大阪狭山市役所産業振興・魅力創出グループへ郵送 ※申請書などは市ホームページからもダウンロード可 問い合わせ 産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011

STOP コロナ差別!! コロナいじめ!! #正しい理解を #差別はやめよう

税

市府民税の納税通知書を送付します

市府民税納税通知書は、1日(火)以降、順次送付します。市府民税がかかると思われる人で納税通知書が届かない人は、市役所税務グループへ連絡してください(給与から市府民税を差し引きされている人は、事業所を通して配布されるため、市役所からは直接送付しません)。口座振替の場合は、金融機関名なども記載していますので確認してください。

公的年金からの特別徴収の対象者で、既に差し引きした税額(4・6月の市府民税)が今年度の市府民税の決定額より多い場合は、年金支給月のおよそ2か月後に還付通知書を送付します。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

市府民税所得課税証明書の発行

市府民税を普通徴収や公的年金から特別徴収の方法で納める人および非課税の人の所得課税証明書は、1日(火)から発行します。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

市府民税の公的年金からの特別徴収制度

4月1日現在、65歳以上の人で一定の要件に該当する場合、公的年金などに係る市府民税は、支給される年金から差し引きして徴収されます。公的年金など以外の所得に係る市府民税は、普通徴収または給与からの差し引きにより別途徴収されます。今年度から新たに公的年金からの特別徴収の対象となる場合、10月分の年金から差し引かれ、それ以前の分は普通徴収での納付となります。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

30日(水)は市府民税の第1期分の納期限です

30日(水)は市府民税の第1期分の納期限で

す。忘れないよう近くの金融機関またはコンビニエンスストアまたはスマートフォン決済で納めてください。税金を滞納すると、督促手数料や延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなどの滞納処分を課せられる場合があります。納期限までに納付が困難な場合は、早めに市役所税務グループに納付方法を相談してください。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9400

労働

ひとり親家庭等のための就業支援講習会

母子家庭の母や寡婦、父子家庭の父を対象にした講座です。2歳から未就学児までの保育があります。就職セミナーの受講が必須です。

《①介護職員初任者研修》とき 7月31日～12月18日の日曜日 ※7月31日、12月18日は土曜日(全17回) ところ 東大阪市男女共同参画センター・イコラム(東大阪市岩田町/近鉄奈良線「若江岩田駅」下車) ※実習は未来ケアカレッジ布施校(東大阪市長堂/近鉄奈良線「布施駅」下車)。7月31日(開講式)、12月18日(閉校式)は大阪府立母子・父子福祉センター 受講料 10,000円(教材費) 《②医師事務作業補助者実務能力認定》とき 8月7日～9月25日の土曜日(全8回) ところ 大阪府立母子・父子福祉センター(大阪市東成区中道/大阪メトロ中央線「森ノ宮駅」下車) 受講料 8,000円(教材費) ※検定料が別途必要 定員 いずれも20人(多数の場合は抽選) 申し込み 往復はがきに講座名・郵便番号・住所・名前・年齢・職業・電話番号・志望動機・保育希望者は子どもの名前と年齢を書いて、〒537-0025大阪市東成区中道一丁目3-59大阪府母子父子福祉センター内大阪府母子家庭等就業・自立支援センター。①30日(水) ②7月7日(水)消印有効 ※返信面にも郵便番号・住所・名前を書いてください

問い合わせ 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ☎06-6748-0263

在日外国人の 不法就労・不法滞在 防止にご協力を

在留資格で働くことが認められていない外国人が日本国内で働くことは法律で禁止されており、雇用主は不法就労助長罪として処罰されます。外国人を雇用する際は、在留資格、在留期間を確認してください。

問い合わせ 黒山国際交流連絡協議会事務局(黒山警察署内) ☎362-1234

6月は 月間 週間 何の日?

環境月間

5月30日(ごみゼロの日)～5日(土)(環境の日)は全国ごみ不法投棄監視ウィーク

不法投棄は「しない」「させない」「許さない」

土地の所有者は不法投棄対策を講じましょう。市では警告看板を貸し出ししています。

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

危険物安全月間

6日(日)～12日(土)は重点推進安全週間 危険物や高圧ガス施設の風水害に注意を

危険物を取り扱ううえでの注意点と高圧ガス施設の



風水害対策を解説した動画を作成しました。

問い合わせ 堺市消防局予防部危険物保安課 ☎238-6006

就職差別撤廃月間「就職差別110番」

しない、させない、就職差別～働くのは私！私自身を見てください～

●電子メール(rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp) ※相談受付は6月中随時 ●電話 ☎06-6210-9518 ※1日(火)～30日(水)午前10時～午後6時(閉庁日を除く)

問い合わせ 大阪府商工労働部労政・労働福祉グループ ☎06-6210-9518

1日(火)は「人権擁護委員の日」

「誰か」のことじゃない

毎月第3木曜日午後1時～4時(祝日など休日を除く)に、市役所で人権相談を行っています。

【人権擁護委員の日 特設人権相談】

とき 1日(火)午後1時～4時 ところ 市役所・第一会議室

《市の人権擁護委員》●石井重光(大野台) ●谷村三千代(池尻中) ●中西隆(西山台) ●山中雅典(今熊) ●北田徹(大野台) ●中井新子(茱萸木) ●川添毅(狭山) ●藤岡礼子(池尻中) ●染谷悦子(半田) ※敬称略

問い合わせ 市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011

23日(水)～29日(火)は「男女共同参画週間」

キャッチフレーズは「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ」

男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

問い合わせ 内閣府男女共同参画局総務課広報啓発担当 ☎03-5253-2111

福祉

脳卒中の後遺症とつきあう交流会

とき 17日(木)午後2時～4時 ところ さつき荘 対象 脳卒中の後遺症を持つ人と家族 内容 患者や家族同士の交流 参加費 250円 ※見学無料
問い合わせ ほっこり仲間の会(☎090-9693-2470)、社会福祉協議会☎367-1761

令和3年度(第24回)大阪府介護支援専門員実務研修受講試験

受験資格 医師、看護師、介護福祉士などの試験対象の国家資格などに基づく業務および相談援助業務のうち、施設などにおいて必置とされている相談援助業務に5年以上かつ900日以上の実務経験を有する人 ※詳しくは、試験要領または大阪府地域福祉推進財団ホームページを参照 試験日 10月10日(日) 受験料 13,800円(払込手数料132円が別途必要) 申し込み 1日(火)～28日(月)に富田林保健所、市役所高齢介護グループなどで配布する受験申込書を簡易書留で〒542-0012大阪市中央区谷町7-4-15大阪府社会福祉会館内(一財)大阪府地域福祉推進財団ケアマネ係
問い合わせ (一財)大阪府地域福祉推進財団ケアマネ係☎06-6763-8044

難病とつきあうよりあい

とき 22日(火)午後2時～4時 ところ 市立コミュニティセンター・多目的室2 対象 難病と診断された人と家族(確定診断を受けていない人も可) 内容 患者や家族同士の交流 参加費 無料
問い合わせ コミュニティソーシャルワーカー連絡会(野口☎080-1473-5125)

「カフェさつき」6月の営業日

とき 2日(水)・9日(水)・16日(水)・23日(水) 午前11時～午後2時 ところ さつき荘 メニュー さつきカレー／300円、ランチセット(ドリンク付き)／400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)／150円
障害者地域活動支援センターさつきでは、日中活動や「カフェさつき」のボランティアを募集しています。
問い合わせ 障害者地域活動支援センターさつき☎366-2022

食品の新たな営業の許可制度、届出制度が始まります

食品衛生法の改正に伴い、1日(火)から漬物やそうざいなどの半製品の製造などの営業許可が必要です。対象外でも、各種販売業などで保健所に届出が必要となるものがあります。詳しくは、大阪府ホームページで確認してください。

問い合わせ 富田林保健所衛生課☎0721-23-2682



さやりんおれんじカフェ

認知症の人や家族、地域の人など、だれでも気軽に集まり、仲間づくりや情報交換をする場です。オレンジ色ののぼりが目印です。

カフェ一覧 ※いずれも利用料100円

さくらあつたかカフェ☎288-4381

とき 13日(日)午後2時～4時 ところ さくらの杜・半田(半田三丁目)

カフェおもちゃ館☎365-6688

とき 19日(土)午後2時～4時 ところ リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)

くみのきカフェ☎368-2772

とき 月～金曜日午後2時～4時 ところ 特別養護老人ホームくみのき苑(東菜英木四丁目)

カフェ笑(しょう)☎320-8268

とき 6日(日)・20日(日)午前10時～午後3時 ところ デイサービス笑狭山(大野台七丁目) ※モーニングは利用料300円

里カフェ☎365-5878

とき 10日(木)・24日(木)午後1時～4時 ところ 介護老人保健施設さやまの里(岩室二丁目)

問い合わせ 高齢介護グループ☎349-9416

国民健康保険

納付が困難なときは納付相談を

市では、納付期限までに保険料の納付が困難な人に対し、納付相談を行っています。滞納しないように必ず相談してください(通知書を送付する6月中旬は窓口が混雑します)。

■保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染拡大の影響以外を理由とする失業などの特別な事情により昨年度に比べ収入が著しく減少し、保険料の納付が困難な場合は、30日(火)までに本算定納付通知書と、申請日の属する月の前3か月間の世帯全員の収入および収入減少後の3か月間の世帯全員の収入が確認できるもの(給与明細書・収支内訳書・源泉徴収票・雇用保険受給資格者証など)、家賃が確認できる書類(賃貸借契約

書の写しなど)、印鑑を持って、市役所保険年金グループへ申請してください。 ※所得状況などにより減免できない場合があります

問い合わせ 保険年金グループ☎349-9470

本算定分の通知書を送付します

今年度の国民健康保険料(令和2年中の所得などを基礎に決定)の通知書を6月中旬に加入世帯へ送付します。国民健康保険料の納付義務者は世帯主となるため、請求や送付先は世帯主になります。なお、1日(火)以降に国民健康保険資格の異動があった世帯や税の修正申告をした世帯には、7月中旬に変更分を送付します。

問い合わせ 保険年金グループ☎349-9470

国民年金

任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない人や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない人で、年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入することができます。また、老齢基礎年金の受給資格期間10年を満たしていない人は、70歳に到達するまでは任意加入することができます。このほか、海外在住で日本国籍を有する人も任意加入できます。

加入は、申し出のあった月からとなり、さかのぼって加入することはできません。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ 天王寺年金事務所☎06-6772-7531、保険年金グループ☎349-9473

「日赤大阪」の活動について

例年5・6月を運動月間として赤十字活動資金へのご協力をお願いしています。

今年は新型コロナウイルス感染状況を注視し、運動月間後についても、引き続きご協力をお願いします。

問い合わせ 生活援護グループ☎366-0011